

会議結果報告書

1	会議名	柳島スポーツ公園等に関する意見交換会
2	日時	平成29年11月20日（月） 19:00～20:45
3	場所	茅ヶ崎市総合体育館 2階 会議室
4	出席者	○市民参加者 13名 ●市職員 4名（鈴木文化生涯学習部長・大川課長・五十嵐課長補佐・伊藤主査） ◆茅ヶ崎スマートウエルネスパーク株式会社 7名
5	内容	<p>意見交換会開始にあたり、部長あいさつ、出席者紹介、資料確認を行った。その後、次第に基づき3つのテーマに沿って説明及び質疑応答を行った。（凡例 Q：質問 A：回答 O：意見や提案）</p> <p>◎柳島スポーツ公園整備事業の進捗状況について（資料1）</p> <p>Q. スポーツ公園は陸上競技場だが、まずもって海のそばにある。ここへ来る方は記録を取るのが、風の影響をもらに受ける。そうすると、たとえば風とかの影響で記録が出ないという感じで、一度来てもリピーターとならない人がけっこうあるかもしれない。その対応は考えているのか。風対策とかそういうやつを。写真を見ると通々（遮るものがない）である。そのような対策をとられているのかちょっとお聞きしたい。</p> <p>A. 今回の陸上競技場は、茅ヶ崎市の方で基本的な設計の考え方（指針）を示して、PFI事業者が建設工事を進めています。その設計段階において風というのはなかなかこれを防ぐというのが、大きな道具で囲うとかスタンドも4階建てとか大きなもので囲まないと防げないということがわかってきています。今回はそこまでの費用が捻出できないということもあって通常の陸上競技場と同じ作り方としていますので、特に具体的な風対策というのはしていません。ただし競技場はホームストレートの方で100メートルを測る場合と、バックストレートでも測れるような、いわゆる3種公認の陸上競技場と同等の作りをしていますので、そういった対応は将来的に可能かと思う。</p> <p>O. 作りはよいが風対策がなくなったら、こういう作りをしても仕方がない。記録が出ないのだから。</p> <p>A. 風が強いときには非公認記録になると思う。</p> <p>Q. けっこう風は強い。この辺はいつでも。だったら競技場も意味がなくなる。所詮は海のそば。そういうのは、そもそも論ではないか。対策というのは。</p> <p>A. こういう話となると計画段階からの話になるので、事業者としては計画が決まってそれに準じて施工等しているので、そもそもの計画の話になるとちょっとお答えができかねる。</p> <p>Q. そのあたりを市役所はどう思うのか、計画をして。</p> <p>A. 基本的に今回の柳島スポーツ公園は現在使用している相模川河畔スポーツ公園の代替施設という形で建設が決まっている。候補地が市内でいくつか出された中で平成19年の段階でこの場所に移転したという背景がある。その移転経過の中でも風対策という話が出た中で、最終的にこの場所に落ち着いたという経緯がある。もちろん風が強ければ公認記録にならないということは事実です。敷地条件は134号線より一段少し下がった位置になっていて、国道より少し掘り下がったような形の場所になっているので、風をまともに受けるということはありませんが、実際風が</p>

ないということではないので、風対策というなかでは状況に応じてホームを使うかバックを使うかということを考えて中で対応をしていくしかないと思う。

Q. 総費用はどのくらいかかっているのか。

A. 今回の事業はPFI事業で進めている。PFI事業は設計・建設工事・維持管理運営・修繕まですべてをまとめた契約となっている。完成後20年間の維持管理運営を含めた中での総額の契約金は約75億円。もちろん75億円全部を市の単費でまかなっているわけではなく、国の補助等を使いながら事業の方は進めている。

Q. 年間管理費はどのくらいなのか。

A. 維持管理費は建設業務が終わった後から発生するが、今回のPFI事業の特徴は、建設費は通常の直営だと建設した年度ですべてを支払わなければならないが、PFIの場合はある意味簡単に言うと分割払いという形になる。建設費用を極端な財政負担を避けるために建設費をならすような目的で65%相当分はこの時期（建設期間中）に支払うが、残りの35%分は20年間にわたって支払いを続けるというシステムになっている。この20年間の分割払いを割賦払いといっているが、20年間の割賦払いの費用が大体年間約1億円になる。プラス維持管理運営修繕費用がほしい年間1億円くらいの支払いとなる。ただどうしても20年間の維持管理運営の中で10年目くらいになると、どうしても大規模修繕に入っていかなければならないので、10年を過ぎたあたりの時に少し負担額が増える形にはなっている。

O. 維持管理運営（の質疑）は（次第）2でするのではないのか。

A. 後ほどお話しする。今の話の中で関連というところで話をした。

O. 進捗状況ということで工事のことしか書いていないが、私たちからすると今初めてこういう意見交換会が、この段階で初めて開かれたわけです。建設金額も今の金額に加えて土地の取得費が20億円、周辺工事とか諸々を含めるとほしい115億くらいいくわけです。茅ヶ崎市は今財政がすごく厳しいという中で、こんな贅沢なスポーツ公園がそもそも必要なかどうかを建設前に一度も市民と話し合っていない。そもそもPFIをやるべきかどうかとかこんな大規模なスポーツ公園が必要かどうか全く市民と一度も意見交換をやらないまま建設まで来ている。ほとんどの市民はいまだに普通の市営公園、市営スポーツ公園だと思っていると思う。私は、スマートウェルネスの方に逆に知っておいてほしいが、ふたを開けた時に、みんな寝耳に水だと思う。開園してからなぜこんなシステムになっているのか、なぜ事業者がスクールやっているのか、まさに市民にとっては寝耳に水のことばかり起こるスポーツ公園だと思う。なぜかというところは一度も事前に市が市民に説明をしていないから。そうしてきたのは、今出席されている職員さんの前の担当者だが。私はいまさらご理解くださいといわれても無理な部分というのがいっぱい出てくると思う。

A. ご意見ありがとうございます。いずれにしても市は今回の計画は基本計画の段階でパブリックコメントを実施しているのは事実で、基本計画の段階以降、少なくともPFI事業の実施にあたってのパブリックコメントの実施とか、意見交換会は実施してこなかったということも事実。そういった部分で、市民の皆さまのご意見を聞く場が少なかったのではないかというような話だと思うが、市としても基本的に何か情報の発信が必要なときはホームページ等では随時情報の公開をしている。ただホームページを見なければわからないのかと言われてしまえばそれまでだが、何

か隠していたということではなく基本的には随時情報を出していた。ただ情報の出し方に少し問題があったということはお詫びしなければいけないことで、もっと早い時期に少なくともPFIという事業を選択するに当たっては本来ならばきちんと皆様にお伝えしなければいけなかったと思う。

- Q. 今回テニス協会の方とかサッカー協会の方は来られていますか。出席されていますか。なぜかという、市の方になぜ市民の要求を一度も聞かなかったのですかとお尋ねすると結局そういうスポーツ団体のご意見はうかがっておりますと、必ずそのような答えが返ってきます。そういったテニス協会とかサッカー協会とか体育協会とかといつどこでどのような話し合いをしたのか、議事録が残っていますかと聞きますと、何も残っていないのです。茅ヶ崎市の場合は。そういう団体の意見を聞いたので市民の意見も聞いたという記録が残っていません。そういうことを協会の方がどう思っているのか聞きたかったのですが、今日はいない。逆に言うと、こういう説明会になぜ協会の方が来ていないのか私はものすごく不思議に思う。
- A. 今お話にありました団体との今までの積み上げてきた経過の記録がないというのは少し違うと思う。少なくとも打ち合わせの資料は必ず我々の手元にはある。もし必要であれば公開の請求があればお出しする。
- Q. 公開の請求をしても出てこないのです。(出せる議事録は)直近のものではないのか。
- A. 少なくとも設計がスタートしてから以降の話です。今言われたように、そもそも論の云々といわれると、記録が残っているかといわれるとわかりません。いずれにしても打ち合わせをしてそのうえで積み上げてきて今があるという認識です。
- O. (であれば) こういった説明会ではむしろ協会の方がそちら側に座っていなければなりません。
- O. すみません。ある分、根っこの問題でもあるのだが、質問者の事実誤認みたいなやつがあって、この話をしてしているとエンドレスになって結論が出ないから、別の機会にやるのか、とにかく今日の論点から外してください。ここにテニス協会の方が出席するべきだとは、まったく意味がないことだから。理解ができない。行政が今回の情報発信がお粗末だったということ。ホームページは年中見る人はそういないし、たまたま見て当然資料があるだろうと思ったらダウンロードできる部分がない。そうすると何が話し合われるのか、今みたいにまったくわからない。わからないままいきなり突然ドスンとやられても戸惑う人がかなり多いという気はする。
- A. わかりました。いずれにしてもそういったお話はまた改めてにします。今日は次第に沿って進めさせていただきます。
- O. この会をもっと早く開いてもらいたかった。今は報告を受ける段階。一つ思うのはテニスコートが4面ということ。テニスの市民大会をやるには8面が必要。中学生の大会をやるにも4面では足りないから、たとえば中学校のグラウンドでは野球をやめさせて、サッカーをやめさせてやっているというのが現状です。私は茅ヶ崎の一市民ですが私が来て以来そのことを機会あるたびにお話をしている。茅ヶ崎のコートは12面ですが、近隣には公営コートが30面あります。このコートが20面になります、そこまではよいが、もうひと頑張り。それで現場を見るとあと4面増設できるようなスペースを残しておいてほしかった。お金のこととか色々あって、4面残してほしかった。今からでもできるようなならそれをプラスできるような計画、そういうのがもっと早くこういう機会があればお話できた、ということをお願いしておく。

- . すみません、進行してもらえませんか。これでは完全な話し合いができない。
- . 本当の公園をやるときは立派なやつを作ってほしい。それをお願いしたい。
- A. ご要望ということですか。
- . 回答は知らない。やってもらえればよい。

◎柳島スポーツ公園の維持管理・運営計画について（資料2）

- Q. テニスの愛好者の一人で、ピカピカの施設ができることを大変期待している。話を聞いていると車でテニスをやるとき、ふつうテニスコートに行くとき他の施設の場合には駐車料金は取られないが、この施設に関して理由はよくわからないが、1時間200円。通常のコートをやる場合、通常4人から6人が一般的で、そうすると今までは200円前後。ただ今回は車で行った場合、前後おろすのがあるので2時間以上になる。そうすると駐車料金が600円かかる。今まで200円でできたやつが600円、さらに加算されると4倍になる。テニスの利用者は来てほしくないというような非常に窮屈なテニスコートになるが、特別な理由があるのか、それを教えてほしい。もう一つ、優先枠というものはないということではよいのか。
- A. 駐車料金については、柳島スポーツ公園は駐車台数が限られているため、特に大会やイベントの場合は、一定のお客様が長い時間ご利用することが想定されるので、他の利用者の方が駐車できないということがないよう、相乗りを促すことになるかと思われる。1回あたりの料金をあまり安くすると一人一台で来てしまうことも想定されるので、そういったさじ加減で考えて200円という価格が適正だろうということになった。また駐車場に関しては、近隣の方に対して渋滞してしまうということ避けなければならないということもあった。施設利用料を窓口でお支払いする場合には1時間の減免や送迎とか荷物を一時的におろすというような場合の駐車料金はかからないような検討は行う。
- . まったく理解できない。公園施設の平日の利用状況はご存知だと思うが。こういう施設でガラガラなのは日中で、平日の日中なんて駐車場が何百台とあっても埋まるわけがない。にもかかわらずたったの2時間をやるのに600円。600円は最大の料金だ。たったの2時間をやるのに何が600円最大なんだということ。これは実態を知るとみなさん相当憤ると思う。ある人はもう絶対行きませんということになる。そうすると何のためにばかばかしいことを考えるのかわからないが、公共施設に肝心の市民が来なくなる。それは間違いなく目に見えている。ここで聞いてもらってもいいが、無料でできたのに、600円払っていきますか。行く人はたぶんいないのではないか。これは、ぜひ再考願いたい。今回意見交換会ということで意見を述べさせてもらったが、聞くところによるとこれは決定事項のような説明もあったように聞いている。広く市民の声を聴いて再考願いたい。どこかに受益者負担と書いてあるが、テニスコートを使うことが受益者負担である。我々一般市民は1年に1回あるかどうかかわからないビッグイベントなど市民は想定していない。どなたかが言いましたが、この施設は身の丈を超えたような素晴らしく立派な施設です。だからといって、一般市民のところにそれを被せてほしくないということです。これはぜひ再考願いたい。
- Q. 駐車場の能力は。
- A. 台数は北側の駐車場は81台、別途大型バス専用が7台、南側の方は30台、それと臨時の駐車

場（通常は芝生広場）は135台を想定しているの、合わせると合計246台です。

- O. 現在茅ヶ崎公園は野球場も併設されていても余裕があり、管理人を置いてその都度確保してくれている。心配なのはサッカーと重なる、駐車場で待たされる、渋滞が起こる、それでも料金を取られる。とられたのにテニスをやる時間、競技をやる時間が減る。目的外駐車をするということもありうる。目的外でそれだけの容量があればむしろサーファーを止めさせて事業化すればよい。そうすれば駐車料を取った方が茅ヶ崎市民がテニスあるいはサッカーをやる分は、無料にできるようなことも考えられると思う。むしろサーファーも盛んにして、駐車場も使わせてそういう考えを持ってもらって有効に使ってもらいたい。市民が喜んで参加できるように考えるのがお役所の役目だ。それで市民も納得する。それなら我々も出しやすい。そのようなことを考えてもらう、お金が入ることを考えてもらう、収入を増やす、みなさんが喜んで使える、そういうことをこちらの席よりもそちらの席の方が利口に見えるのだからそういうことを考えるのが市民のためになる。サーフィンをする者もとめさせてもらい、サーファーも盛んになる、その辺も考えてもらいたい。そして一時間は無料ですか。そういうことも採用してもらいたい。そうすると、多少我慢もできるということにもなる。もっともっと考えてもらいたい。
- Q. スクールで使う人も駐車料金がかかるのか。スクールに来る人も駐車料金を払うのか。それともスクールで来る人は減免になるのか。
- A. スクールで来られた方についても基本的には駐車場料金がかかる。事業者として主催者の方が負担をしてスクール生に対して料金を持つということを検討している。
- O. 身内の中でお金が回っているだけではないか。
- A. その中で回っているということでもないが、負担があって、利用者の方には安く、スクール生の方には安く利用していただく。
- O. その場合、スクール代を高くしないとダメではないか。SPCのなかで金を回しているだけで同じこと。
- A. 駐車場料金に関しては貴重なご意見をいただいているのは確かだが、たとえばサーフィンとかで目的外で使われるような方もいる。結局料金を安くすれば、そういった違う方も停まってしまうという中で、いろいろ検討した結果として今回1時間200円という形にしてなるべくスポーツの方に使っていただく。
- O. それはおかしい。
- A. 我々の考えている受益者負担というのはもちろんテニスコートもそうだが、このスポーツ公園に来られる方というのは、当然バスで来られる方、あるいはちょっと遠いかもかもしれないが歩いてこられる方、自転車とか、いろいろな方がいる。たとえば公共交通のバスを使われる方は、それはそれでお金を支払われているということに対して、車で来られる方はどういう基準が一番正當かと考えた時に、たとえば自動車で来られる方もできれば2人一緒に乗ってくる、あるいは3人、あるいは4人一緒に乗ってくる、そういうことをして他の交通機関とのバランスを考えてということになる。
- Q. 誰に対するのバランスなのか。
- A. みなさんです。自動車を使われる方はそういう感覚です。
- O. みな公共施設の利用者だ。公共施設の整合性が全くなくて、バラバラだからおかしい。

茅ヶ崎公園と扱いがバラバラ。片方が無料で片方はかかって、同じ市役所、市の中であまりにも不公平になると問題になる。道路に駐車させないようにする、あれだけの駐車場に駐車させるということは交通安全にも役立つ。それで、質問は再検討できるのかと聞いている。再考できないというのはあなたの返事なのか。

A. それはいまの料金に関しての答えであって、再考できるかどうかは。

A. 市からお答えする。料金の設定については、みなさんご存知の通り条例の中で料金は位置づけなければなりません。9月市議会定例会で条例が成立した中で駐車料金についても1時間200円ということで条例は成立しました。1時間あたり200円という金額は条例で定められたものという認識です。ただ議会でもいろいろと議員のみなさまからご意見をいただいたのが実情で、その議会の答弁の中でも、駐車場の料金体系について実際に運用してみた中で、もし仮になにか不具合があるようであれば、またそのことで運営に影響が出るようであればもちろんその段階で再考しますという約束はしている。ただ条例が通ったこの段階で、改めて再考するという考えは今のところありません。

Q. 不具合があるかどうかという意味合いはテニスコートがたとえばガラガラになったということが不具合ということか。

A. 不具合とは、駐車場運営が成り立っていないという状況であればそれなりのサービスを考えていかなければいけないということ。

Q. 公共施設を手軽に利用できるようにしなければいけないということは理解している。ところが手軽どころか4倍もかかるような、お前たちは来るな、禁止みたいな状態になっているから、割とガラガラになったというのが不具合だと理解している。そういう理解でよいのか。来ないテニスコートがあってもしょうがない。

A. 駐車場の運営がうまく立ち行かないということ。

Q. 運営とはコストか、収入の問題か。

A. 運営面という。

Q. それがおかしいと言っている。ベルマーレとか出資しているからそこでお金をいろんな形で稼いで回収しなければならないのはわかるが、その収入が多くの利用者の駐車場料金から入るということはとんでもないことだと思っている。それから2つ目の質問の答えが書いていないが。

A. 優先枠のことでしょうか。

Q. 説明がなかったから。

A. 10ページを見てから優先枠の話をするようになる。

O. たとえば4分の1といえばコート1つ。またくどいが、テニスの利用者は日中の平日がものすごく多い。その部分はお願いとして優先枠は使ってほしくない。当然小学生を相手にやる場合もある。学校が終わってからだから夕方以降になると思うが、シニアの世代でもぜひそういうふうをお願いしたい。あまり締め出さないでほしい。

A. いただいたご意見に関しては、記載されている優先枠の中で、日中の午前中の昼ではスクールで行うのは1面ないしは2面という形で。

O. 2面というのは大きい。

A. 基本的には1面でスクールをやっていく。曜日によっては2面を使う時間帯もあるということ。

- . わかりにくい。とにかく一般市民が圧倒的に使うのは日中。どうせガラガラだから、そういうところに教室を入れないで下さいとお願いしている。早朝とか夜とかに。
- A. 時間帯によっては。
- . 駐車料金であれ、優先枠であれ、一般市民にとってものすごく狭いものになり、大変問題がある。それはPFI事業であるがゆえに、どこまでが我慢させられるのかというのがわからない。
- Q. 駐車場の料金ですが、ここは公共施設といっても全然料金体系が違う。なぜかというところの駐車場料金が全部業者の利益になります。業者は自分で駐車場を建設することもない。みんな市のお金でやっている。管理費は払うけど諸々の投資はしないで料金をもらう。ところが一般の施設は市民が払った駐車料はぜんぶ市の収入になる。なぜこれを委託かなにかにして市が駐車場の料金を収入にするようなことを考えないのか。一人当たり市民の1家庭で10万円、あるいは11万円負担している。業者はこれによって儲けます。市民の負担はいいが、収入がなぜ市に入らないのか教えてほしい。
- A. 市からお答えする。今回PFI事業で進めているが、基本的に維持管理・運営については指定管理者制度を用いた中で進めている。従前の指定管理者制度、すでに指定管理者制度は実績として茅ヶ崎は各種施設で導入しているが、利用料収入は指定管理者の収入であるということが原則で、今回の駐車場も事業者の収入という形で整理しているので市が直接駐車場の運営だけに関わるということはありません。一つだけ言えることは、現状市で財政的な部分を含めた中で各種施設の減免の見直しや利用料金の見直しのなかで、駐車場の有料化というのも一つの市の施策になっていくのは事実です。新規に整備された施設については有料にしていこうというのが市の方針であり、既存施設は別として新たに整備される施設についてはその整備のタイミングを見て有料化にしていこうという考え方が市の方針です。
- Q. 公共施設はすべて指定管理業者ではない。市は委託業務では収入を得ている。これは駐車場だけでなく併設で儲ける、施設を作ることで儲ける、維持管理で儲ける、駐車場で儲ける、市の施設を使ってだがスクールで儲ける。すべて業者に手厚い。それを1家庭で11万円も負担している。本当に市はお金がないから、いろんな行政・福祉サービスも遅れている。だから何も指定管理者に任せなければならないということではなく、もう少し知恵を絞って苦しい財政を立て直してはどうか。なぜ業者がこれだけ優遇されて、しかも一般の個人はほとんどこの競技場は使えない。11万円も払って使えないようなことが成り立つというのはおかしいのではないか。
- A. お話の内容は、すでに事業として契約した中で、その契約に基づいて進めているというところですので。ただもちろんそういった部分での改善が必要な部分があればもちろん改善していかなければなりません。現状では事業者が基本契約、事業契約に基づいて事業を進めているところですので、今後事業が進んでいく中でモニタリングを行いながら運営状況等を監視する役目もある。先ほどから出ています公共施設という大前提がありますので我々としてはそれらを踏まえた中で施設の運営にあたっていくということです。
- . 行政は受益者負担というが、11万円払っている。あなた方（事業者）は何も払っていない。あなた方に言われたくない。受益者負担を行政が言うのはいい。
- . 私はテニスを40年くらいやっているが、PFI事業とはいえ最終的には全部税金で賄っている。何から何までほとんど。公共の施設と呼んでいいと思うが、公共の施設で民間事業者がスクール

をやるのは一種のタブーだ。テニス界でいえば公共のコートで民間事業者がスクールをやるというのはかなりタブー感が強い部分がある。今回PFIの名の下で茅ヶ崎市は掟破りをやってしまったのではないかと思う。この辺は理屈じゃなくて感覚的なものだと思う。これを市民に理解しろ、テニス利用者に理解しろというのは本当に困難だと思う。しかも事業者がスクールをやらなければいけないと要求水準書で決めてしまったのは市である。市が利用者に事業者がスクールをやってよいでしょうかという問いかけが一切なしに市がスクールをやらねばならないと要求水準書に定めてしまって入札に入れた。だから当然事業者はスクールをやる、やらねばならないと書いてあるから。その辺を、蓋を開けた時に利用者が全く理解不可能ではないかと思う。今までこういう手順で来てしまっている。

- A. 今回、PFI事業の要求水準書の中でこのような教室は行ってくださいという条件を示したのは事実です。それは一般的に施設の有効活用や空いている時間等を有効に使うためのもの。通常施設が空いている時間というのは平日の日中とか、そういったところを教室に充てる、またスポーツ施設なので多くの方に施設を使ってもらうためにはそういった教室等で来場してもらうことが好ましいだろうということで、要求水準書に定めている。もちろん要求水準書に定めているが、それにプラスして事業者からの自由な提案も加味した中で今回事業の方は進めている。
- O. それはおかしいのではないか。少なくともテニスコートに関してはパームの力を借りなくてもコートは満員、いつも盛況。賑やかにするためにスクールを開くというのは逆で、平日の利用率の高いところはそこで銭稼ぎはやめてほしいと申している。利用者が少ない夜とか早朝とか、そういうことを言っている。平日の日中、テニスコートをみてください、満員ですよ。それは全くおかしい。
- A. 先ほどお話しした通り、日中に関しては4面すべてを率先して使うわけではなく、1面ないし2面、曜日によっては。
- O. 1面、2面を大きいと言っている。4面しかないのだから。先ほどから言っている8面とかあるというならまた別だが、4面しかない。4面しかないから平日の日中は満員。見たことがあるのか。皮肉にも600円の駐車料金をかぶせるからたぶん日中でもガラガラになる。それは本末転倒の逆のケース。
- Q. 要求水準書に利用者の意見は。テニス協会や体育協会はOKを出したのか。
- A. 要求水準書の段階で定めた内容に関して、団体の了解を得たかどうかは我々のひとつ前の段階であり、そこは今お答えできない実情です。いずれにしても要求水準書を作った段階では内容はオープンにしてあり、その内容に基づいているので各協会さんにはお知らせはしているはずです。
- Q. おそらく審議会とかで出ているから、おそらくテニス協会や体育協会は了解したと思うが、そういうところがわからないというのがどうなのだろうか。
- O. 協会の力は強い。
- O. 本件は協会のマターではないから、その質問をされても返事に困るのではないか。
- Q. 15ページの教室だが、たとえば総合競技場を使った教室等の料金、グランドゴルフ教室をやった場合に参加する人の料金はどのような形なのか。あるいは無料でできるのか。料金体系があるのか。
- A. 教室に関しては有料となる。内容によって変わるが、競技場に関しては1回あたり1,000円

程です。

Q. それは個人一人に対してなのか。

A. そのとおり。サッカー教室など定期的に小学生が通うようなものは会費制のものもある。

Q. テニススクールが一人1000円と、そんなに安いのか。

A. テニス教室に関しては1時間1500円プラス消費税。

Q. ランニング教室は。

A. ランニング教室は月会費小学生3000円から4000円で一般は4000円から5000円程を想定している。

Q. コーチはベルマーレの選手なのか。

A. ベルマーレの所属コーチです。

Q. それは週に1回なのか。

A. おもに週1回です。

Q. その上の高齢者向けプログラムは広い競技場でどういう競技、イベントをやるのか。

A. 講師の関係もあり細かく全部は決まっていないが、ストレッチャーを組む運動とか、ゲートボールとか、今日は何をやりますといった形で考えている。

O. 先ほど条例の話が出てきたが、条例は監視をする人が状況の確認をしなければならない。その辺を市と市民の意見を反映して生かしてほしい。私たちの手の届かないところなので、よろしく願いしたい。

A. 9月の議会で都市公園条例の中にこの施設を位置づけしているが、いきなり条例を上げたということではなくて今年の2月から3月にかけてパブリックコメントという形で条例に載せる内容について諮りながら案を作成したという経緯がある。ただパブリックコメントだけでよいのかという部分も確かにある。本来ならばパブコメ以外にも市民に周知する方法があるので、その部分に関しては対応が不十分であった。

◎相模川河畔スポーツ公園及び柳島しおさい公園について(資料3)

Q. 中島はいつ頃閉鎖されるのか。

A. 相模川河畔スポーツ公園は説明資料にも記載しているが、現実的に国の事業だが、昨今の築堤の関係、鬼怒川の災害もあり、国が相模川の築堤を早急に整備しなければならないなかで、その整備計画を国が作っている段階です。国として早急に堤防を作りたいという考え方があるが、国の考え方云々というよりも地元の方からとにかく早く堤防を作ってほしいというような話がある。ですから市も国の事業に影響があってはならないという考え方を取っており、具体的な時期は申し上げにくいですが、いずれにしても3年、4年、5年も継続して河畔スポーツ公園を開放し続けるということは考えにくい。

Q. 聞くところによると、来年は大丈夫だと伝わってきているが。

A. 基本的に市も更地にして返さなければならないが、更地にして返すためには当然工事が必要。その更地化工事はあらかじめ予算化が必要。今現在策定を進めている第4次実施計画はまもなく公表という形になるが、その中に予算という形で更地化の工事予算を計上している。参考としてお伝えすると、31年度の実施計画の予算に更地化工事を盛り込んでいる。ただ31年度のいつの

時期かに関しては国との調整が済んでいないので現実的にいつということは決まっていない。

Q. 漠然としているが、行政の会計年度では31年3月までか。

A. 32年3月までが31年度になる。もうすぐ30年度になるが、30年度については予算化していない。逆に言うと1年間は（河畔スポーツ公園は）存在する。31年度には予算を財政課に強く要望しているので、31年の何かしらの時期には更地化の工事が始まる。先ほど話したように国の動向に左右される。前倒しも否定できない。ただ後ろに延びるということはありえない。市の姿勢として堤防を作るために国に協力しなければいけないという姿勢は市が崩すわけにはいかない。31年度より後ろに持っていくということはまずあり得ないと思ってほしい。32年度、33年度、後ろの方に更地化工事を持っていくということない。

Q. 長くても32年3月末くらいまでということか。

A. 32年の3月には更地化が完了して返却であり、ただ単に地上工作物を壊せばいいということではない。国との話の中ではもともと原状復帰というのが条件であり、現状というのは最初に貸した時の状態に戻すということ。貸した時の状態というのは今と全然状況が違う。なかなかそれも難しいので国とどこまで戻せばよいか議論をしているが、そのためには半年程度の工事期間を見ておかないといけない。3月までに元の状態に戻して返すということから考えれば推測がつかないのではなかろうかと思う。

Q. 今日の意見交換会、あくまでも意見交換会ということだが、議会との約束事で広く市民の声を聴きますということだと理解しているが、そういうことでよいのか。話を聞いていると感想としてほとんど全部決まっているから再検討しますという言葉が一言もなかった。意見交換会ではなく説明会ではないか。議会との約束事のアリバイ作りのためにやったと思われても仕方がない。

A. 決してそういういったことではない。あくまで条例は確かに条例として議会を通過して条例は成立したが、維持管理運営に関する業務計画書を事業者の方から出してもらうが、その業務計画書の内容に関してはまだ決定したことではなく、そのやり取りは今も引き続き行っている。維持管理運営の中で、条例で決まっていることは動かしようがないが、それ以外の部分についてはまだ議論の余地があるという解釈である。決してすべてがすべて100パーセント決まって、皆さんにその内容を押し付けるつもりはない。

O. 期待している。

A. どこまでできるのかという部分もあるが、いずれにしても今日お話した部分はどちららという総論の部分だけになる。ここに載っている内容は条例で確定した内容を重視して書いているが、現実的な維持管理運営を行わせればこの程度ではない。もっといろいろな部分で計画書の内容が記載されている。一つ一つはもともとPFI事業のなかで提案された内容であり、提案された内容は確実に履行するように、そのような部分を含めた中での業務計画をこれからも引き続き進めていただくという作業になる。

Q. 134号には柳島スポーツ公園もあれば、道の駅、西浜駐車場、ハマミーナ、場合によっては茅ヶ崎のゴルフ場の開発もあり、非常に交通が混雑する。これは134号だけでなく、裏道の鉄砲通りの混雑も予想されるが、対策を講じているとは思いますが、具体的な対策については公表されていない。これはすでに警察と相談して決まっているのか。決まっているならいつ市民に知らせてくれるのか。

A. 交通対策、特に渋滞対策の関係は、もともと柳島スポーツ公園の事業を進めるに当たり道路管理者と交通管理者との協議が必要となる。交通管理者との協議はもちろん警察との協議だが、所轄である茅ヶ崎警察とはやり取りしているが、これだけ大規模となると所轄ではなく県警本部ともやりとりが必要となる。県警本部とも2年近くいろいろと交通協議という形で話を進めていて、柳島スポーツ公園に関しては協議が完結している。もちろんその協議の中で具体的にこの施設でどのくらいの大会が開かれどのくらいの人が来場するのか、また来場する場合はどちらの方面から人や車が集まってくるのかということも含めて、周辺の道路への影響が出るのか現在の交通量調査、プラス将来の予測を踏まえたなかで県警と協議をしたところ。補足というか参考としてお伝えすると、新湘南バイパス（圏央道）が開通したということもあって、いま海岸ICのところが非常に混雑している状況です。それは一過性といえ一過性なのかもしれないが、休みの日はバイパスを降りてくる車と産業道路からの車で平塚方面と柳島方面の車がクロスすることで渋滞を招いている。またそこに車がつかがってしまうという事態が発生していることで、柳島の交差点自体の渋滞対策を市だけではなく国・県・県警の4つの団体で一緒になって渋滞対策を今練っているところ。もちろん将来的に東京オリンピックを控えたなかでますます湘南地域の来訪の方が増えていく中、道の駅もオリンピックに間に合わせるということで進めているので、柳島周辺の渋滞対策というのはスポーツ公園単体で話が終わるわけではなく全体的に検討していかなければいけないということで、現状そのような形の組織で議論を続けている。

Q. 結果はいつごろ出るのか。

A. スポーツ公園としての交通協議は終了しているが、道の駅も踏まえ将来的に全体としての考え方というものはまとまっていく。その過程の中でスポーツ公園と道の駅がセットになった状態でどういう風な形になるのかは引き続きの取り組みだが、道の駅は聞くところによると交通協議はいったん終了したという話は聞いている。

Q. 有識者会議で委員の方が言っているが、西浜駐車場あたりではサーファーが駐車の問題をおこしている。喧嘩なんかやっていて非常に治安が悪い。治安対策を検討しているのか。

A. スポーツ公園での県警との協議には交通協議のほかに大規模協議があり、大規模建築物については県警と防犯面も含めた協議がある。大規模協議で県警と防犯・防災対策など具体的な話しをすると、この地域は暴走族対策の部分がやはり一番大きな課題で出てくる。暴走族対策や夜に施設が閉まった後にその施設の中に人が入り込んでしまっただけで何か悪さをされては困るので、監視カメラを設置して夜間でも常時状況を把握できるような形をとっている。もちろんスポーツ公園自体、夜間に車両等は入れないような形でクローズはするが、公園という性格上、公園自体には人は夜間でも入れる。ただしトイレに関しては夜間開けたままではいろいろ問題があるので閉める。

O. 議会と約束した説明会を開いたと言うが、どんなことがあったのかわからないが、基本的に市の仕事なので自治基本条例に則って仕事を進めていかなければいけないと思う。自治基本条例の中で大きく定められているのが計画の早い段階からの市民参加、これが全くなかった。計画の初期の段階で市民が参加できるような場が全くなかった。それから説明責任、もう一つ大きい重要なことといえば市が早い段階でこういうものができますというものを説明しないままここまで来てしまっている。それから、情報公開ということといえば入札。入札に関して、

議事録もない、いまだに不透明で説明も果たせない。結局柳島スポーツ公園、計画に関しては自治基本条例に従ってきちんと市が仕事をしてきていないと思う。そのうえでそういう入札が行われたので、このあとできるだけ市が透明な説明をしていけるかということが大変重要なことだと思う。こういった説明会は議会に従ってやったとかではなく自治基本条例に従ってやっていかなければならないことだと思う。

- A. 今お話しのとおり、市もこの点については柳島スポーツ公園の情報提供という部分ではなかなか十分ではなかったと反省している。もちろん今回の意見交換会も一人でも多くの方に知ってほしいということでこのような形で会を開催した。今日は1回目ということで月曜日の夜、2回目は26日日曜日の開催となる。また先週土曜日にも柳島の地元でも同じような意見交換会を開催して地元住民の方からご意見をいただいた。開園まで引き続き時間があるのでそういった部分でまだまだこれから維持管理運営について公開できることは公開していきたいと考えている。もちろん市民が待ち望んだ施設なので3月の開園の段階では市民の皆様には祝ってほしいと考えているので可能な限り情報として出せるものは出していきたい。そのような意味で、冒頭、議事録のため録音するとお伝えしたが、議事録もきちっと作った中で公開するような形をとる。
- Q. 柳島しおさい公園を利用しているが、2時間まで無料になっている。2ページの冊子では2時間以上になったら有料になるとあるが、いつから実施されるのか。2時間以上になるといくら必要になるのかを教えてください。しおさい公園はだだっ広いところだが、グラウンドゴルフと同じようなバードゴルフを普段は市役所の前でやっている。そういう専用の施設でなくてもできる競技である。グラウンドゴルフもそうだ。公園の一部でもそういう団体に貸してもらえないか考えてほしくて発言した。どうぞよろしくお願いします。そういう考え方があるかどうかわかれば教えてください。
- Q. 関連で3つの施設を出しているが2つではないか。その他の施設として、それは事業者さんにはまるっきり関係ないので。
- A. 基本的に河畔スポーツ公園と柳島スポーツ公園は共同事業ではありません。
- Q. では近くの施設なので2時間無料のところを使うことは可能なのか。柳島スポーツ公園に来た人は駐車可能なのか。
- A. 物理的には不可能ということはない。
- Q. 不可能ということはない、可能ということか。
- A. 物理的に不可能という話ではない。基本的にはこの駐車場はしおさい公園の利用者のための駐車場で考えているので、通常の2時間の利用枠という中でそこまでは無料にしていくという考え方である。本来そこから歩いて距離・労力を考えたなかで、また2時間を超過すれば料金がかかるのでそういったところを考えて、原則的にはもともとの利用者の判断となる。
- Q. でも利用はする。たぶん（柳島が）有料になってくると。
- A. 先ほどのしおさい公園の有料の時期は来年の4月1日を考えている。先ほど話のあった2時間を超えた料金は30分あたり100円を考えている。（←後日訂正あり）
- Q. 公園を一部開放するようなことは考えられるか。グラウンドゴルフとかバードゴルフと言いましたが。しおさいは相当広い。
- A. 多目的広場のところは開放している。

Q. 県から市に移管されているが、利用しない手はないのではないかと思います。

A. 公園部分の管理者は建設部であり、そういうご要望があったということ承っておく。

Q. そうすると、今後道の駅が隣にできたら道の駅は料金無料。そっちに停めてこっちという可能性もあるのではないかと。

A. 基本的に可能性は十分考えられる。現段階で道の駅の所管である経済部とそのあたりの対策をどうするかということ踏まえた中で色々な話はしているが、道の駅も、本来の利用者が停められなくなってしまうたら困るわけで、そういった部分の中でどうやってすみわけをしていこうかという中で一つの話として出ている。実現するかどうかわからないが、道の駅の店舗でいくら以上お買い上げの方には柳島スポーツ公園の駐車料金を店舗側が負担するとか、そういう形でお互いの相互協力・相互利用を進めていこうというような考え・構想といったものがあるのは事実。道の駅はまだいま現状紙の形でしか進んでいない。現実的に計画を煮詰めているという状況なので、引き続き経済部と日頃から情報交換・共有しながら、先ほどの話も、警察との協議を含めた中で一緒になってやっている。

Q. 最後に一つだけ。一般的にはわかりにくいですが、柳島はいまお願いをしている、しおさいはこういう形になります、茅ヶ崎公園もゆくゆくはなりますという噂を聞いている。芹沢・堤もあるが、ここら辺の噂が何もないが、地区によってバラバラというのは市民にとっては同じ公共施設という捉え方にも関わらず、そういう使い分けか何かあるのか。

A. 駐車場に関して言えば、先ほどの説明のように公共施設の駐車場については今後有料化の方向で進めるというのが市の考え方。そのタイミングは、新規施設については整備がされた段階で有料化していこうという考え方であり、柳島スポーツ公園は新規施設でなのでこのタイミングで有料化となり、茅ヶ崎公園に関しても色々わさが飛んでいるかもしれないが、現状体験学習施設の整備が進んでいる中で、体験施設の完成にあわせて茅ヶ崎公園全体の管理をどうするかという話が出ているので、その中でおそらく駐車場の管理も議論されてくると思う。

Q. 遠隔地は対象外か。

A. 対象外ということではないが、やはり仮に有料化するにしても既存施設ということであればそこについての配慮が必要なので、そういった部分で芹沢・堤についてはいま現段階では有料化というような考え方では進んでいない。

以上

配布資料

- ・柳島スポーツ公園等に関する意見交換会 次第
- ・柳島スポーツ公園整備事業の進捗状況について（資料1）
- ・柳島スポーツ公園整備事業 維持管理・運営について（資料2）
- ・相模川河畔スポーツ公園及び柳島しおさい公園について（資料3）